

令和 8 年 7 月 1 日
相模原市発表資料

「ドナーミルクの利用拡大を求める意見書」及び
「地方財政の充実・強化を求める意見書」について

令和 8 年 6 月定例会議第 7 日（7 月 1 日開催）において、「議提議案第 6 号
ドナーミルクの利用拡大を求める意見書」が議会運営委員会委員により、陳
情の採択に伴い、「議提議案第 7 号 地方財政の充実・強化を求める意見書」
が総務委員会委員により提案され、いずれも賛成総員により可決されました。

なお、意見書の内容につきましては、別紙のとおりです。

以 上

問合せ先

議会局政策調査課

電話 0 4 2 （ 7 6 9 ） 9 8 0 3

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書

我が国では、出生時の体重が2,500グラム未満の低出生体重児が、約10人に1人の割合で生まれている。特に、医療的なケアや継続的な支援が必要とされる1,500グラム未満の極低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後すぐに母乳を与えることが有効とされている。

しかし、早産や帝王切開など母体の健康状態等により、母親から十分な母乳が得られない場合があり、寄付された母乳である「ドナーミルク」を提供する「母乳バンク」の取組は極めて重要である。

現在、我が国では、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの2法人が国内3箇所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供しているが、法的な仕組みとしては位置付けられていない。また、ドナーミルクの使用に伴う費用等が実質的に医療機関の負担となっていることに加え、ドナー登録における事務処理等が登録施設の拡充を阻んでいると考えられる。

よって国においては、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、ドナーミルクの法的位置付けを一日も早く明確化すること。
- 2 ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理及びドナーの検査等に対する支援を行うこと。
- 3 ドナー登録者数を増やすため、産婦健康診査時や産後ケア等での周知機会の拡大を進めること。
- 4 ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月1日

相 模 原 市 議 会

国
内

会
閣

あ て

地方財政の充実・強化を求める意見書

少子高齢社会が急速に進行する中、地方公共団体は、子育て、医療・介護など全世代型の社会保障制度の整備及び地域医療体制の充実に加え、人口減少を見据えた地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策及びD Xに対応した施策の充実など、極めて多岐にわたる役割を求められている。

また、気候変動に伴い自然災害が頻発し激甚化する中で、社会を支えるインフラの老朽化に対する耐震化や再整備も喫緊の課題となっている。

このため、地方財政計画の検討に当たっては、物価や賃金の上昇に伴う行政経費の増大を的確に反映し、一般財源総額のさらなる充実、維持補修費の適切な確保などによる積極的な地方財政を確立することが必要である。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、令和9年度の政府予算及び地方財政の検討にあたり、次の事項について実現を図られるよう強く要望するものである。

- 1 全世代型の社会保障制度、地域活性化、自治体D X、脱炭素化、物価高騰対策、教育、防災・減災及び地域公共交通など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握すること。あわせて、住民生活を支える公共サービスの提供等に必要な人件費を確保しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 切れ目のない社会保障制度と支援体制の構築を不断に追求するとともに、その実現に向けて、社会保障分野を支える人材の継続的な確保・育成が可能となる財源措置を講じること。あわせて、地方公共団体の一般行政経費に占める社会保障関係経費の割合が増大していることから、国庫補助金の拡充並びに一般財源の確保の双方の観点から、引き続き安定的な社会保障施策が展開できるように措置すること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるとともに、引き続き臨時財政対策債に頼らない自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間における税源の偏在性がより小さい地方税体系を目指し、抜本的な改善を行うこと。
- 4 国税、地方税を問わず、税制の改正は地方財政にも重要な影響を与えることから、検討段階から「国と地方の協議の場」などを通じた地方公共団体の制度設計への参画を保障し、地方公共団体の行財政運営に配慮すること。また、減税措置などに伴う地方公共団体の減収については、恒久的な財源措置により補填すること。
- 5 地方創生推進費は、地方公共団体の政策的経費を支える必要不可欠な財源であることから、地方公共団体の自由な裁量により使用できる一般財源として恒久化を図ること。
- 6 地方公共団体の給与改定に備えるため、恒久的な財源措置を行うこと。あわせて、会

計年度任用職員の雇用の安定と処遇の改善のため、継続的な財政措置を行うこと。

- 7 地方公共団体が指定管理や委託などにより実施する各種事業において、人件費や物価の上昇に応じて、労務費に対する適切な価格転嫁を迅速に行うことができるよう、引き続き必要な財政支援を行うこと。
- 8 自治体業務システムの標準化は、引き続き国の責任において財源を措置すること。また、サイバーセキュリティの強化など、自治体DXの進展に伴う事務負担及び人件費の増大等について、地方公共団体の事情に応じた柔軟な支援体制を整備すること。
- 9 地域社会及び地域コミュニティの機能維持のため、地域公共交通の確保・整備について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、施策の充実を図るための財政措置を講じるなど、自治体が責任をもって主体的に実施できるような制度を構築すること。
- 10 地域医療供給体制の安定的な確保という観点から、地域の医療機関に十分な財政支援を講じるとともに、物価高騰や専門人材の不足にも対応できるよう、国全体での取組を強化すること。
- 11 地方交付税については、地方公共団体の事情を斟酌した上で、財源保障機能と財政調整機能を十分に発揮できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月1日

相模原市議会

国 会
内 閣

あ て